

石川県公報

令和 6 年 12 月 2 日 (月曜日)

号 外

(第 7 1 号)

目 次

告 示
○保安林の皆伐面積の限度

(森林管理課) 1

告 示

石川県告示第420号

令和 6 年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第 1 項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和 6 年 12 月 2 日

石川県知事 馳 浩

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度	備 考
	ヘクタール	ヘクタール
奥能登東部 水源かん養保安林	47.00	
奥能登西部 "	159.06	
中能登東部 "	12.34	
中能登西部 "	50.64	
中能登中部 "	50.81	
中能登南部 "	79.34	
富来川神代川	10.22	
羽 昨 川	71.30	
犀川大野川	496.68	{ 国有林 195.92 民有林 300.76
手 取 川	1,202.58	{ 国有林 341.68 民有林 860.90
梯 川	271.69	{ 国有林 137.26 民有林 134.43
大 聖 寺 川	474.16	{ 国有林 30.28 民有林 443.88
小 計	2,925.82	
奥能登東部 土砂流出防備保安林	3.22	
奥能登西部 "	1.04	
中能登東部 "	0.28	
中能登西部 "	2.84	
中能登中部 "	0.42	
中能登南部 "	6.50	
富来川神代川	1.66	
羽 昨 川	18.16	

犀川大野川	〃	7.58	
手取川	〃	5.32	{ 国有林 3.66
			{ 私有林 1.66
梯川	〃	5.16	{ 国有林 5.12
			{ 私有林 0.04
大聖寺川	〃	0.12	
小計		52.30	
中能登西部干害防備保安林		1.68	
犀川大野川	〃	0.00	
大聖寺川	〃	0.08	
小計		1.76	
能登地区保健保安林		134.52	
能登地区～手取川	〃	65.34	
手取川	〃	31.66	
手取川～福井県境	〃	159.18	
小計		390.70	
合 計		3,370.58	